

国立沖縄青少年交流の家の存続に関する意見書

平成22年12月、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針が閣議決定され、国立青少年交流の家については、平成22年度から自治体・民間への移管に向け、引き続き調整を進める。また、稼働率の低い施設は廃止に向け検討を行うものとされた。

国立沖縄青少年交流の家は、沖縄戦における米軍最初の上陸地で、かつ、集団自決が行われた渡嘉敷島に沖縄本土復帰記念事業の一つとして設置された施設であり、その由来を生かして青少年への平和学習の場として活用されてきた。

また、島の周辺海域は世界でも有数の透明度と美しいサンゴ礁を有しており、風光明媚な景観と、豊かな自然を生かしたキャンプや海洋研修などの場としても活用されており、他地域では体験できない施設として貴重な役割を果たしてきた。

さらに、内閣府が進めるアジア青年の家事業が活用され、我が国とアジアを結ぶ国際交流拠点として重要な役割を果たすとともに、不登校児童・生徒を対象としたいきいき自然体験キャンプ事業により地域活性化の中核施設として活用されるなど、多様な役割と実績を担ってきた施設でもある。

ところで、渡嘉敷島には国立沖縄青少年交流の家の代替施設となることができる類似施設はなく、また、地方財政が逼迫していることから、地方自治体による運営が厳しいことや離島であること、沖縄本島からも離れていることから、民間による運営も大変厳しいことが予想され、引き続き国の施策による運営でなければ国立沖縄青少年交流の家の存続は困難である。

よって、政府におかれでは、閣議決定された独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針に基づき全国画一的に行うのではなく、国立沖縄青少年交流の家については、その設立の経緯や地域事情等を踏まえて、現行のまま存続されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月14日

沖縄県議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
行政刷新担当大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

あて